

実施計画(重点的取組み事項)

中期財政見通し(平成18年度～平成22年度)

【試算方法の概要】

この中期財政見通しは、原則として「三位一体の改革」後の平成18年度予算(1市4町合併後)を基礎に、人口推計、経済成長など一定の仮定に基づいて、平成18年度から平成22年度までの普通会計(1)の5年間の試算を行ったものです。

その結果、5年間の収支不足は、合併後のサービスレベルを合わせるまでの経過措置が終わることによる経費減・収入増や一定の繰越金を見込んでも、約80億円となっています。

主な指標・数値としては、市債残高が平成18年度から平成20年度まで1,250億円前後で推移したあと、平成22年度に1,170億円台になる見込みであり、起債制限比率は11%台前半で推移する見込みです。

なお、平成18年度は、予算編成段階において見込まれた収支不足を財源調整2基金(2)からの補てんで対応することとしていましたが、平成17年度の決算見込みで純剰余金が基金からの補てん額に見合う約39億円となったことから、現段階での平成18年度末の基金残高は、前年度末とほぼ同じレベルを維持できる見込みとなっています。

(1) 普通会計

一般会計、特別会計などは個々の地方公共団体ごとに対象とする範囲が異なっているため、財政比較などのために統計上統一的に用いられる会計区分であり、本市の場合、以下を合計したものが普通会計です。

一般会計(収益的な港湾事業を除く。)

住宅事業特別会計

土地区画整理事業特別会計(宅地造成事業を除く。)

災害共済事業特別会計(火災共済事業のみ)

佐世保市等地域交通体系整備事業特別会計

土地取得事業特別会計

(2) 財源調整2基金

減債基金：地方債の償還を計画的に行うための基金

財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整するための基金

中期財政見通し（平成18年度～平成22年度）

(単位:百万円、%)

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
	決算見込額	増減率	見込額	増減率	見込額	増減率	見込額	増減率	見込額	増減率	
歳 入	市 税	26,485	1.2	26,704	0.8	26,928	0.8	27,155	0.8	27,387	0.9
	地方交付税	22,228	2.8	22,104	0.6	21,979	0.6	21,855	0.6	21,731	0.6
	臨財債(1)を含む	24,705	3.5	24,404	1.2	24,179	0.9	23,955	0.9	23,731	0.9
	国・県支出金	20,820	11.8	22,017	5.7	22,248	1.0	21,526	3.2	21,905	1.8
	市 債	11,777	48.9	11,130	5.5	10,806	2.9	7,574	29.9	5,861	22.6
	臨財債を除く	9,300	80.3	8,830	5.1	8,606	2.5	5,474	36.4	3,861	29.5
	そ の 他	17,422	1.8	17,205	1.2	16,903	1.8	16,850	0.3	16,886	0.2
	歳入計 A	98,732	5.8	99,160	0.4	98,864	0.3	94,961	3.9	93,770	1.3
歳 出	義務的経費										
	人件費	18,278	0.4	18,196	0.4	18,196	0.0	18,661	2.6	18,661	0.0
	扶助費	19,473	10.5	19,899	2.2	20,377	2.4	20,866	2.4	21,367	2.4
	公債費	12,804	1.8	13,192	3.0	13,335	1.1	13,055	2.1	13,586	4.1
	うち元金	10,249	3.0	10,662	4.0	10,790	1.2	10,490	2.8	11,067	5.5
	小 計	50,554	4.1	51,287	1.4	51,908	1.2	52,583	1.3	53,614	2.0
	投資的経費										
	うち普通建設	17,457	35.7	19,672	12.7	19,503	0.9	15,075	22.7	12,830	14.9
	内 補 助	8,375	56.0	9,713	16.0	9,885	1.8	7,240	26.8	6,271	13.4
	内 単 独	9,082	21.1	9,958	9.6	9,618	3.4	7,835	18.5	6,559	16.3
	小 計	17,841	37.6	19,772	10.8	19,603	0.9	15,175	22.6	12,930	14.8
そ の 他	34,459	8.3	31,874	7.5	30,939	2.9	31,062	0.4	31,460	1.3	
歳出計 B	102,854	6.5	102,933	0.1	102,450	0.5	98,820	3.5	98,004	0.8	
差 引 C:A-B	4,122	-	3,773	-	3,586	-	3,859	-	4,234	-	

合併経過措置の終了D	—		234		331		428		525	
繰入金 E	3,850		0		0		0		0	
繰越金 F	3,872		1,500		1,500		1,500		1,500	
積立金(基金への積戻し)G	3,600		0		0		0		0	
収支不足額C+D+E+F-G	0		2,039		1,754		1,931		2,209	

基金年度末現在高(2)	6,727		4,948		3,454		1,783		166	
-------------	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-----	--

表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

5年間(18～22年度)の収支不足額 **7,933 百万円**

(主な指標 数値)

市債残高	124,957		125,425		125,441		122,525		117,319	
プライマリーバランス(3) (政府方式)	1,027		2,062		2,529		5,481		7,725	
起債制限比率	10.6		11.2		11.2		11.2		11.3	

- (1) 臨財債(臨時財政対策債)とは、地方交付税の代替として、特別に発行を許可された地方債で、用途の制限のない一般財源として取り扱われるもの。
- (2) 2基金年度末残高とは、資金不足額を減債基金、財政調整基金の取り崩しで対応した場合の残高。また、各年度において一定額の基金積み立てを計上しているため、財源調整後の基金残高に差異が生じている。
- (3) プライマリーバランスは、資金不足を「0」としたときの数値。用語解説はP55を参照されたい。

【中期財政見通しにおける収支不足額の解消方策】

中期財政見通しでは、現状のままで推移すると、今後5年間（平成18年度～平成22年度）に約80億円の収支不足額が見込まれますので、この「行財政改革基本指針及び実施計画（集中改革プラン対応版）」に基づき、行政内部の改革はもちろんのこと、市民の理解と協力を得ながら行財政改革を推進します。

具体的には、以下の「収支不足額の年度別改善目標額」を定め、計画期間中の収支不足額の解消に取り組みます。

収支不足額の年度別改善目標額（一般財源ベース）

（単位；百万円）

区分	実施内容	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22計 ()分を除く
歳入の確保	有料広告など	多様な資金調達、財源調達、財産の有効活用	予算折込済 (5)	10	10	10	10	40
	収納率を毎年0.2%ポイント改善	収納率の向上	-	54	108	162	216	540
	合計 A		(5)	64	118	172	226	580
歳出の削減	外部委託等による人件費の抑制 (委託費等の増額を控除した純減目標を記載)	定員管理の適正化	予算折込済 (370)	61	149	233	367	810
		幅広い人材の活用						
		民間委託等の推進						
		指定管理者制度の活用						
	給与表水準の見直し	給与制度の適正化	240	380	460	520	560	2,160
	特殊勤務手当の見直し	諸手当等の適正化	-	10	10	10	10	40
	事務事業の見直し	行政評価の積極的活用	予算折込済 (900)	1,100	1,100	1,100	1,100	4,400
公共関与の妥当性								
補助金等の適正化								
公共調達の適正化								
行政サービスの情報化								
合計 B		(1,270)	1,551	1,719	1,863	2,037	7,410	
収支改善額計 C : A + B			(1,275)	1,615	1,837	2,035	2,263	7,990
収支不足額（中期財政見通し） D			0	2,039	1,754	1,931	2,209	7,933
差引 C - D			(1,275)	424	83	104	54	57

1. 行政活動の再構築(事務事業の改廃と執行の適正化)

(1) 施策・事務事業の見直し

行政評価の積極的活用

PDSのマネジメントサイクルの中で、施策・事務事業に関する行政評価を毎年度実施することで、施策・事務事業の改革・改善を図り、予算編成や市民への説明責任の根拠等として活用を図ります。また、行政評価を定着させ、機能させるため、重点評価や外部評価導入の検討を行うとともに、行政評価を活用した行政経営を実践します。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【行政評価の実施・継続的な事務改善】</p> <p>行政評価を職員の意識改革及び施策・事務事業の改革・改善のツールと位置付け、その定着化を図るとともに評価結果をわかりやすく市民に公表し、継続的な事務改善に取り組みます。</p> <p>平成15年度～ 財務部に行政評価推進室を設置</p> <p>平成16年度～ 行政評価の本格的実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算(前年度実績)における『決算評価』を導入 ・『決算評価』をもとに次年度以降の方向性を決定 ・施策評価結果を次年度の経営方針(予算編成方針)の策定等へ活用 ・評価結果を『主要な施策の成果説明書』に掲載 <p>平成17年度～ 重点評価や外部評価導入の検討</p>	<p>財務部 (行政評価推進室) 全庁共通</p>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
行政評価の実施・継続的な事務改善	—————▶					
重点評価や外部評価導入の検討	—————▶					

公的関与の妥当性の検討

公的関与の妥当性の観点から施策・事務事業の見直しを行います。公的関与のあり方については、行政が関与するべきか、さらには行政がサービス提供主体になるべきかとの観点から、公的関与の基準を設け、これまでの施策・事務事業を検証します。また、新たに取り組む施策・事務事業についても、公的関与の妥当性を明確にします。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【公的関与の基準策定・事務事業の継続的検証】</p> <p>公的関与の妥当性の検討は、公的関与の基準として、『公共性の基準』(その事務事業に公共性が認められるか)『行政関与の基準』(その事務事業に市が関与すべきか)『実施主体の基準』(市がその事務事業の実施主体になることは妥当か)のもとで、全事務事業の総点検を行います。</p> <p>平成17年度 公的関与の基準策定 平成18年度～ 事務事業の継続的検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政評価の積極的活用 ・民間委託等の推進及び検証 ・指定管理者制度の活用及び検証 ・補助金等の適正化 ・公共サービス改革法(1)の活用研究 	<p>総務部 (行政監理課) 財務部 (財政課) 全庁共通</p> <p>(1)公共サービス改革法 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 (公共サービスの担い手を役所と民間の競争入札で決める市場化テスト)</p>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
公的関与の基準策定・事務事業の継続的検証	→					
公的関与の基準策定	→					
事務事業の継続的検証		→				

補助金等の適正化

補助金等については、公的関与の妥当性のほか、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、その適正化を図ります。その中で、終期の設定やPDSサイクルに則った見直しなどを行い、その結果については市民等への説明責任を果たします。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【補助金・負担金・交付金の見直し】</p> <p>事務事業の手段としての補助金等の支出を、行政評価、公的関与の基準から検証し、財政負担の適正化や見直しを行ないます。</p> <p>平成16年度～ 行政評価の活用による見直し</p> <p>平成18年度～ 公的関与の基準による見直し</p> <p>補助率・負担率ガイドライン策定の検討</p>	<p>財務部 (財政課)</p> <p>全庁共通</p>








	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
補助金・負担金・ 交付金の見直し	→					
行政評価の活用	→					
公的関与の基準 活用	→					
補助率・負担率 ガイドライン策 定の検討	→					

公共調達適正化

公共工事を始めとして物品、電話、電力まで、さまざまな領域で行われている公共調達においては、品質の確保を図り、また、コスト削減を図るため、契約方式の適正化等に取り組みます。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【工事契約制度等の改善】 入札・契約業務の公平・公正及び透明性の確保と受注機会の均等及び競争性を確保するために、契約制度の改善と公共工事の質の確保を図ります。</p> <p>平成17年度～ 公募型指名競争入札の試行 公共工事における制限つき一般競争入札の拡大 公共工事施工段階における検査の充実</p> <p>平成18年度～ 公共工事における電子入札適用範囲の拡大</p>	契約監理室 全庁共通
<p>【情報システムにおける調達適正化】 情報システム最適化指針の適用による投資効果の最大化、調達・運用コストの適正化を図ります。</p> <p>平成17年6月 情報システム最適化指針(調達指針)策定</p>	企画調整部 (情報政策課) 全庁共通
<p>【物品等の調達・管理の適正化】 現行での物品(備品・消耗品など)等の予算措置から調達及び管理のあり方に、無駄がないか検証を行います。庶務的業務の集約化などと併せて調達・管理の一元化についても検討を行います。</p> <p>平成18年度～ 物品等の調達・管理の検証と一元化の検討</p>	契約監理室 財務部(財政課) 全庁共通

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
工事契約制度等の改善	→					
公募型指名競争入札の試行	→			→		
制限つき一般競争入札の拡大	→					
工事施工段階の検査の充実	→					
電子入札適用範囲の拡大	→					

<p>情報システムにおける調達の適正化</p> <p>情報システム最適化指針（調達指針）策定</p>						
<p>物品等の調達・管理の適正化</p> <p>物品等の調達・管理の検証と一元化の検討</p>						

(2) 民間活力の活用

民間委託等の推進

「民間にできるものは民間に委ねる」ことを基本に、行政コストの削減、サービスの質的向上、地域の雇用拡大などの観点から、民間活力を活用できる事務事業については民間委託等を推進します。また、各部局における庶務的業務の集約化や定型的業務など、庁内業務についても可能なものは外部化を推進します。

なお、民間委託等の推進にあたっては、ICT（情報通信技術）等を活用した事務の分離や集約化、他団体との共同実施などさまざまな手法による委託の可能性を検討します。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【行政業務の市場開放の推進】</p> <p>職員が直接携わっている業務の中で、民間に任せることが可能なものについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間に任せても行政サービスが保障され、低下しないもの ・民間に任せの方が行政コストの削減が期待できるもの <p>などは、従来の枠にとらわれることなく、民間等事業者や市民・地域等に開放することを前提に検討し、民間委託等を推進します。</p> <p>平成17年度～ 民間等事業者活力の活用の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庶務的業務や定型的業務 ・施設の管理、運營業務 など <p>市民・地域活力の活用の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理、運營業務 など <p>地元事業者等の受注機会の拡大</p> <p>地域の活性化、雇用拡大などの観点から、地元事業者等の受注機会の拡大に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元事業者等の育成支援 ・地元事業者等への情報提供 <p>行政サービス提供のあり方の検討</p> <p>行政と市民、地域団体等が公共的目的を共有し、相互に連携・分担することが望ましい行政サービスについては、市民協働・地域協働の視点で、行政サービス提供のあり方について検討を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民協働推進指針の策定 ・市民協働推進計画の策定 	<p>全庁共通</p>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
行政業務の市場開放の推進						
民間等事業者活 力の活用の拡大						
市民・地域活力 の活用の拡大						
地元事業者等 の受注機会の拡大						
行政サービス提 供のあり方の検 討						

指定管理者制度の活用

公の施設の管理については、民間事業者に委ねる指定管理者制度の活用を図ります。現在直営で管理しているすべての公の施設についても、管理のあり方についての検証を行い、民間事業者が管理できるものは、指定管理者制度の活用を図ります。なお、地域経済の活性化を図るため、地域の事業者が指定管理者になることに留意します。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【指定管理者制度導入の検討】</p> <p>現在直営で管理している公の施設については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間のノウハウを導入することによって、新たな行政サービスが期待できるか。 ・一元的に管理運営することによって、施設の効率的な運営管理が期待できるか。 ・施設管理に要する行政コストの削減が期待できるか。 <p>など、指定管理者制度を導入するにあたり、利用者の立場で十分な検討を行います。</p> <p>平成17年度～ 市営住宅、吉井地区及び世知原地区体育施設など96施設についての検討</p>	<p>全庁共通 (公の施設担当課)</p>
<p>【指定管理者制度導入済み施設の検証】</p> <p>指定管理者制度導入済みの施設についても、制度導入後の管理実績の評価を行い、見直しが必要なものは随時改善を行います。</p> <p>平成18年度～ 指定管理者制度の導入済みの保育所など53施設(平成18年4月1日現在)についての検証</p>	<p>全庁共通 (公の施設担当課)</p>
<p>【地元事業者等の参画しやすい環境の整備】</p> <p>指定管理者の指定手続きについては、「佐世保市指定管理者指定事務についての指針」により、公募することを原則としながらも、地域振興の観点から、制度の周知や導入時の通知など市民、事業者への情報提供を積極的に行い、地元事業者等の参画しやすい環境の整備に努めます。</p> <p>平成16年度～ 指定管理者選定委員会での十分な検討</p>	<p>全庁共通 (公の施設担当課) 総務部 (総務課)</p>
<p>【公の施設の廃止と民間移譲の検討】</p> <p>民間事業者等に事業自体を委ねることが可能なものについては、公的関与の基準により検証を行い、施設の廃止・移譲も視野に入れた見直しを行います。</p> <p>平成17年度～ 公設市場、サンパーク吉井など14施設についての検討</p>	<p>全庁共通 (公の施設担当課)</p>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度~
指定管理者制度導入の検討						
指定管理者制度導入済み施設の検証						
地元事業者等の参画しやすい環境の整備						
公の施設の廃止と民間移譲の検討						

(3) 情報化の推進

行政サービスの情報化

行政サービスの情報化については、近年のICT（情報通信技術）の進展や市民ニーズの変化を踏まえ、電子申請など市民が必要とする行政サービスを必要な時に必要な場所で享受できる情報システムの導入の検討を進めます。情報システムの導入にあたっては、費用対効果及び情報セキュリティを重視しつつ、効率的かつ利便性の高い情報化の実現を図ります。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【地域情報化基本計画の事業推進】 地域情報化基本計画（平成12年度～平成21年度）における事業推進、事務改善に取り組みます。</p> <p>平成16年度～ 情報セキュリティ対策 情報化におけるITアドバイザーの活用によるIT事業の最適化の実践 電子申請、施設予約システム等共同化の検討</p> <p>平成18年度～ 便利な市役所づくり ・市民の声や窓口手続きのデータベース構築</p>	<p>企画調整部 （情報政策課） 全庁共通</p>

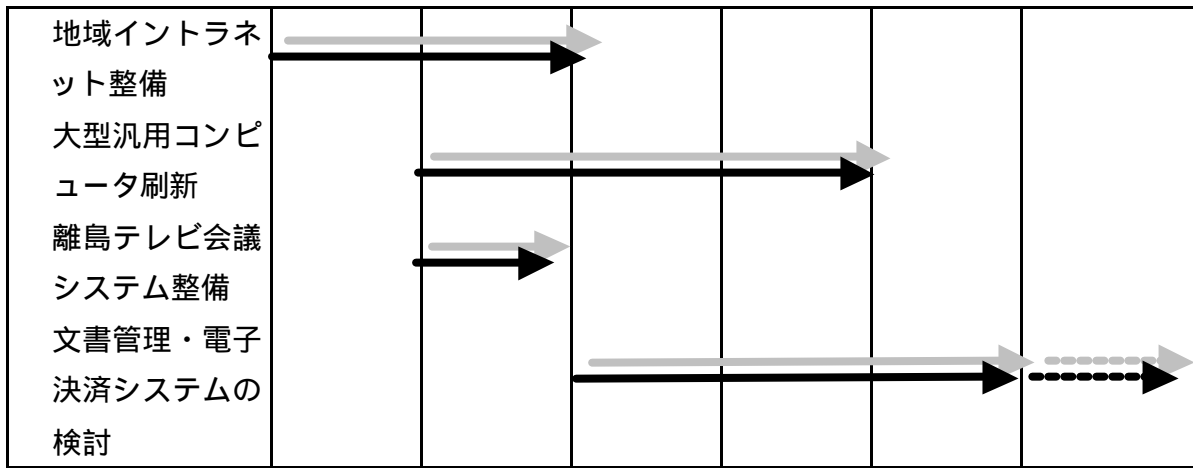
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
地域情報化基本計画の事業推進	→					
情報セキュリティ対策	→					
ITアドバイザーの活用	→					
電子申請、施設予約システム等共同化の検討	→					
便利な市役所づくり		→				

庁内業務の電子化・情報化

全庁的な情報共有により効率的な執行体制の整備を目指します。そのため、個人情報保護並びに情報セキュリティに配慮しつつ、文書管理や庶務事務など庁内業務の電子化・情報化を推進し、迅速な業務執行を図ります。このような業務の標準化を進めながら、業務・システム全体の最適化を目指し、ICT（情報通信技術）を活用した業務プロセスの再構築を図ります。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【庁内情報システムの最適化・運用体制の整備】</p> <p>地域情報化基本計画における事業を推進し、情報セキュリティポリシー及び情報システム最適化指針のもと、行政事務の高度化、効率化を図ります。</p> <p>平成15年度～ 企画調整部に情報政策課を設置</p> <p>平成16年度～ 情報セキュリティ対策《再掲》 ・情報セキュリティポリシー策定 情報システム最適化指針策定</p> <p>平成17年度～ 統合型地理情報システム構築 地域イントラネット整備《再掲》</p> <p>平成18年度～ 大型汎用コンピュータ刷新 離島テレビ会議システム整備</p> <p>平成19年度～ 文書管理・電子決裁システムの検討</p>	<p>企画調整部 (情報政策課) 全庁共通</p>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
庁内情報システムの最適化・運用体制の整備	→					
情報セキュリティ対策《再掲》	→					
情報システム最適化指針策定	→					
統合型地理情報システム構築			→	→	→	→



2. 行政体制の整備(庁内執行体制の適正化)

(1) 組織・機構の見直し

組織・機構の見直し

組織・機構については、簡素かつ効率的、機動的かつ柔軟性があり、自ら企画立案・実施・評価を行う政策目的に対応した体制の確立を図ります。そのため、市民ニーズへの迅速な対応やスピーディな意思決定の観点から、意思決定過程の簡素化や職員の責任と権限の明確化などを行います。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【既存の組織・機構の見直し】</p> <p>行政を取り巻く環境の変化や時代の要請による新たな行政課題に対し、機動的かつ柔軟に対応するために、随時、組織・機構の見直しを行います。</p> <p>平成15年度～ 市町合併に伴う組織・機構の見直し 平成17年4月の吉井町、世知原町との合併、平成18年3月の宇久町、小佐々町との合併に伴い、ひとつの行政体として重複機能を効率化することにより、行政コストの削減を図り、効果的な行政運営ができる行政体制の整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討：平成15年度～平成17年度 ・実施：平成15年度～平成18年度 <p>平成18年度～ 新総合計画に対応した組織・機構の見直し 平成20年4月にスタートする第6次佐世保市総合計画の政策・施策を推進するための事務事業を効果的・効率的に執行できる行政体制の整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討：平成18年度～平成19年度 ・実施：平成20年度以降 <p>市民の立場に立った組織・機構の見直し 平成21年4月の中央保健福祉センター（仮称）供用開始に併せて、市民がわかりやすく利用しやすい行政窓口を構築するために、各部局の権限の行使や責任体制を明確化して市民ニーズに迅速に対応できる組織・機構の</p>	<p>総務部 (行政監理課) 全庁共通</p>

<p>再編を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討：平成 18 年度～平成 20 年度 ・ 実施：平成 20 年度以降 <p>行政センター及び支所の組織・機構の見直し 合併後の行政センター及び支所の組織・機構 の見直しについては、市民協働・地域協働に による新たな行政経営システムの研究と併行 して、各地域での行政サービスの提供のあり 方など十分な検討を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討：平成 18 年度～平成 21 年度 ・ 実施：平成 22 年度以降 	<p>地域行政部 市民生活部</p>
---	---------------------------------

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
既存の組織・機構の見直し	—————→					
市町合併に伴う組織・機構の見直し	—————→					
新総合計画に対応した組織・機構の見直し		—————→		- - - - -→		
市民の立場に立った組織・機構の見直し		—————→			- - - - -→	
行政センター及び支所の組織・機構の見直し		—————→				- - - - -→

外郭団体等の見直し

外郭団体等については、公的関与の状況を踏まえながら、事業環境の変化に対応した抜本的な見直しを行います。そのため、外郭団体等の設立目的、業務内容、経営状況について点検・見直しを行い、業務執行の効率化などの経営改善を行うとともに、目的が達成されたもの、事業の委託可能性や集約可能性があるもの、累積欠損の著しいもの等については、市の組織も含めて統廃合、民間譲渡等を検討します。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【出資比率 1 / 2 以上の外郭団体等の見直し】</p> <p>旧 4 町との合併により新たに増加した外郭団体等も含めて、行政評価の視点を踏まえ検証を行います。</p> <p>経営改善が必要と判断される場合は、経営悪化の原因等の検証や抜本的な経営改善策の検討など、団体等に対し自主的な取り組みを要請します。</p> <p>また、必要に応じ事務事業、人事、給与制度、組織体制等の抜本的な見直しに関与し、経営体質の強化に取り組みます。</p> <p>《出資比率 1 / 2 以上の団体》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐世保市土地開発公社 ・ させぼパールシー株式会社 ・ 財団法人佐世保地域文化事業財団 ・ 財団法人佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンター ・ 財団法人吉井建設労働者福祉センター公社 ・ 世知原温泉株式会社 ・ 株式会社宇久開発 ・ 宇久観光バス株式会社 ・ 株式会社宇久食品 	<p>企画調整部 (企画調整課) (文化交流課)</p> <p>財務部 (財産管理課)</p> <p>観光商工部 (商工労働課) (観光課)</p> <p>地域行政部 (合併地域行政課)</p>
<p>【出資比率 1 / 2 未満の外郭団体等の見直し】</p> <p>外郭団体等の設立目的と業務内容を公的関与の妥当性の視点から検証し、必要に応じた見直しを行います。</p> <p>特に、市が公益上の目的から経営面で支援をしているものについては、その団体と連携して経営改善等に取り組みます。</p> <p>《出資比率 1 / 2 未満の団体》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財団法人佐世保市体育振興会など 4 1 団体 	<p>各関係部局</p>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
出資比率1/2以上の外郭団体等の見直し						
出資比率1/2未満の外郭団体等の見直し						

(2)定員管理の適正化

定員管理の適正化

社会経済状況の変化や公的関与の状況、地方財政計画での定員削減方針(年1%ずつ見直し)を踏まえながら、施策・事務事業の内容及び手法を改めて見直し、職員の退職不補充などを通じて定員管理の適正化を図ります。平成17~21年度の5年間で、5%以上の定員削減の実現をめざします。また、将来的な職員の年齢構成や分野別職員数等について推計・分析を行い、定員モデルや類似団体別職員数を活用して、具体的な数値目標を設定し、定員管理の適正化を図ります。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【定員管理の目標】</p> <p>佐世保市全体の定員管理の目標</p> <p>職員数については、平成17年度当初(旧吉井町・旧世知原町含む)の職員定数に旧宇久町・旧小佐々町の職員定数を加えた3,303人から、計画期間中に169人(約5.1%)以上の削減を目標として、平成22年度当初の職員定数は3,134人以下を目指します。</p> <p>実員ベースでは、3,165人(H17.4.1現在)から計画期間中に203人(約6.4%)以上の削減を目標として、2,962人(H22.4.1現在)以下を目指します。</p> <p>企業会計を除く定員管理の目標</p> <p>佐世保市全体の職員数から上下水道、交通、病院の企業会計を除く職員数については、平成17年度当初(旧吉井町・旧世知原町含む)の職員定数に旧宇久町・旧小佐々町の職員定数を加えた2,240人から、計画期間中に190人(約8.5%)以上の削減を目標として、平成22年度当初の職員定数は2,050人以下を目指します。</p>	<p>総務部 (行政監理課) 全庁共通</p>

(単位:人、%)

	各年度4/1現在	17年度	18年度 見込み	19年度 見込み	20年度 見込み	21年度 見込み	22年度 見込み	22年度対17年度 比較増減率
	見直し増減数							17年度~21年度 見直し増減合計
市職員全体の 定員管理目標	職員定員	3,303	3,233	3,262	3,217	3,191	3,134	5.1
	増減目標	70	29	45	26	57	-	169
市長部局等 (企業除く)	職員定員	2,240	2,153	2,129	2,100	2,083	2,050	8.5
	増減目標	87	24	29	17	33	-	190
企業会計 合計	職員定員	1,063	1,080	1,133	1,117	1,108	1,084	2.0
	増減目標	17	53	16	9	24	-	21

企業会計については、急性期医療対応に伴い、看護師配置の見直し増を計画期間中に予定しているため、22年度対17年度比較増減率も2.0%増となっている。



職員の適正配置

職員の適正配置については、重点分野に対応したメリハリのついた人的配置を行うとともに、繁忙期の人的支援など柔軟な体制づくりを行います。また、市町合併に伴う職員の配置については、同一・類似の事務事業の統合、事務の集約化などにより、適切な対応を図ります。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【公務能率向上のための職員配置】</p> <p>職員個々の適正やキャリア形成を重視した職員配置により、公務能率を向上させるための体制づくりを行います。また、再任用任期の段階的引上げや職種、年齢、男女構成など職員体制の変革に即応した体制づくりを行います。</p> <p>平成17年度～ 適正・キャリア形成を重視した人事異動 職員本人の自己申告を尊重しつつ、職員の適性・能力を見極め、職員個々のキャリア形成を図り、各職場の公務能率を向上させるための人事異動に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間中も継続実施 <p>業務繁忙期の機動的な応援体制づくり 年間を通じて業務に繁忙期がある職場については、繁忙期と閑暇期における職員体制のあり方を研究し、繁忙期における職場間相互の機動的な応援体制づくりを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間中も検討・随時実施 <p>緊急重要課題等に即応できる体制づくり 重要施策や緊急課題に対しては、特命担当職員や特命組織を時限的に設置し、施策の実現や課題の解決に集中的に取り組める体制づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間中も検討・随時実施 <p>再任用職員の効果的な配置体制づくり 再任用任期の65歳までの段階的な引上げに伴い、再任用職員個々のキャリアを最大限に活用できる効果的な配置体制づくりを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間中も検討・随時実施 	<p>総務部 (人事課) (行政監理課) 全庁共通</p>

<p>早期希望退職制度の導入 定年前の希望退職者を募り、職員の新陳代謝を促進し、組織の活性化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度より導入実施 <p>育児休業等の取得しやすい体制づくり 次世代育成支援対策推進法に基づき、平成16年度に策定した特定事業主行動計画の目標達成に向け、育児休業や介護休暇等に対応できる柔軟な配置体制づくりを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随時計画期間中も検討・実施 	
<p>【市町合併に伴う職員の適正配置】</p> <p>市町合併に伴う組織・機構の見直しに併せて、同一・類似の事務事業の統合、事務の集約化などにより、行政事務の効率化を図るとともに、合併町職員の任用・配置を行います。</p> <p>平成17年4月 吉井町・世知原町職員の任用・配置 平成18年3月・4月 宇久町・小佐々町職員の任用・配置</p>	<p>総務部 (人事課) (行政監理課) 全庁共通</p>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度~
公務能率向上のための職員配置						
適正・キャリア形成を重視した人事異動						
業務繁忙期の機動的な応援体制づくり						
緊急重要課題等に即応できる体制づくり						
再任用職員の効果的な配置体制づくり						
早期希望退職制度の導入						

育児休業等の取得しやすい体制づくり						
市町合併に伴う職員の適正配置 吉井町・世知原町職員の任用・配置 宇久町・小佐々町職員の任用・配置						

幅広い人材の活用

事務事業の専門性や量的変動などへの対応の観点から、職員が担うべき役割を明確化し、職員が遂行すべき業務以外については民間委託等のほか嘱託化を推進します。また、民間活力の活用を図り、専門的知識や経験を有する幅広い人材の確保を図ります。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【職員採用試験の弾力化・多様化】</p> <p>年度途中での採用など採用時期の弾力化や採用方法を多様化し、積極的に優秀な人材の確保を行います。</p> <p>平成17年度～ 検討・随時実施</p>	<p>総務部 (人事課) 全庁共通</p>
<p>【多様な雇用形態での人材活用】</p> <p>従来の常勤・非常勤嘱託職員など任期付職員や業務委託契約に、市民協働の視点を踏まえつつ、幅広い人材の活用を行います。</p> <p>また、人材を確保するにあたり、専門的知識や経験を有する団塊世代や高齢者の雇用機会の拡大に努めます。</p> <p>平成17年度～ 検討・随時実施</p>	<p>総務部 (人事課) 全庁共通</p>
<p>【地域の人材の積極的活用】</p> <p>地域を対象とした業務の中で、地域に開放することが可能なものについては、地域の中で幅広く人材の確保を図り、積極的に地域活力の活用を進めます。</p> <p>平成18年度～ 検討・随時実施</p>	<p>総務部 (人事課) 全庁共通</p>

職員見直し	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
職員採用試験の弾力化・多様化	→					
多様な雇用形態での人材活用	→					
地域の人材の積極的活用		→				

(3) 給与等の適正化

給与制度の適正化

職員の給与については、民間企業の実態を踏まえた国家公務員の制度及び水準、さらには他の地方自治体との均衡を図りながら、本市を取り巻く諸情勢や職員の士気等を勘案しつつ、市民の理解と支持が得られるよう適正化を図ります。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【給与構造の改革と給与水準の適正化】</p> <p>民間企業の実態とそれに基づく人事院勧告の内容を反映した国家公務員の制度及び水準、他の地方自治体との均衡を図りながら、給与構造の改革と給与水準の適正化に取り組みます。</p> <p>平成17年度～ 給料水準の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：平成18年度(平均 4.8%見直し) 平成19年度以降も適宜実施 <p>中高年齢層給与の抑制(給与カーブのフラット化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：平成18年度 以降も適宜実施 <p>初任給基準の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：平成18年度 <p>勤務実績に応じた昇給制度導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討：平成17年度～平成19年度 ・実施：平成20年度以降 	<p>総務部 (人事課)</p>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
給与構造の改革と 給与水準の適正化	→					
給料水準の見直し	→	→				
中高年齢層給与の 抑制	→	→				
初任給基準の見直し	→					
勤務実績に応じた昇給制度導入	→			→		

諸手当等の適正化

諸手当については、概ね国家公務員の制度に準拠していますが、制度の趣旨に合致しないものについては、今後見直しについて検討します。また、職員に対する福利厚生事業についても検証を行います。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【職員手当等の検証・適正化】 社会経済情勢の変化や国、他都市の状況などを踏まえ、総合的に検証を行い、その制度の趣旨に合致しなくなっているものは、見直しを行います。</p> <p>平成17年度～ 職員手当等の見直し 期末及び勤勉手当、退職手当など国の制度に準じた見直しを引き続き行います。 ・計画期間中も継続実施</p> <p>平成18年度～ 特殊勤務手当の検証・見直し 制度の趣旨、本市の現状に即した支給水準に合致しなくなっているものは、見直しを行います。 ・計画期間中検討・随時実施</p>	総務部 (人事課)
<p>【福利厚生事業の点検・見直し】 職員に対する福利厚生事業について点検を行い、住民の理解が得がたいものについては見直しの検討を行い、適正化を図ります。 検討：平成17年度～平成21年度 実施：期間中随時実施</p>	総務部 (職員厚生課)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
【職員手当等の検証・適正化】	→					
職員手当等の見直し	→					
特殊勤務手当の検証・見直し		→				
【福利厚生事業の点検・見直し】	→					

(4)人材の活性化

人事評価システムの見直し

現在の勤務評定は人物評価が中心となっており、今後目標の達成度等、実績評価などを加えて総合的な人事評価を行い、組織活性化に取り組みます。また、人を育てる人事評価を目指し、評価基準の明確化や公正で開かれた評価を行うため、評価マニュアルの確立、評価者訓練の徹底、評価基準の公開及び育成面談制度等を検討します。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【新たな勤務評定制度導入の検討】</p> <p>国家公務員、他都市の先進事例等を参考にしながら、実績評価等を取り入れ、勤務実績に応じた昇給制度、人材育成に活用できるような勤務評定システム導入を検討します。</p> <p>検討：平成18年度～平成19年度 実施：平成20年度以降</p>	<p>総務部 (人事課)</p>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
新たな勤務評定制度導入の検討						

人材の育成

多様で意欲のある人材確保、能力開発・向上につながる異動、適材適所の配置、能力・適性に基づいた公正かつ厳正なる昇任管理を進めます。また、市民感覚、コスト意識、専門的知識を有する自立した職員を育成することを目指して、より効果的で職員のニーズに対応した研修、自己啓発・OJT・職場外研修の充実を図り、総合的な人材育成を行います。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【職員の意欲・能力を引き出す人事管理】</p> <p>一定の年齢に達するまでに計画的なジョブローテーションを行い、多様な業務経験を積ませ、能力の開発・向上を図り、職員的能力・適性に応じたスペシャリストの育成に意を用いた人事管理を行います。また、実績評価や職務遂行能力評価等の結果を踏まえた意欲と能力のある職員登用により、組織の活性化を図ります。</p> <p>平成17年度～ 計画期間中も随時検討・実施</p>	<p>総務部 (人事課) 全庁共通</p>
<p>【職員研修の充実・強化】</p> <p>市民感覚、コスト意識、専門的知識を有する自立した職員を育成するため、職員研修の充実・強化を引き続き行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣研修の充実 ・ステップ・アップ(1)研修の充実 ・自主研究及び成果発表会の充実 ・研修体制の充実 など <p>平成17年度～ 計画期間中も随時検討・実施</p> <p>(1)ステップ・アップ</p> <p>職員が従来の仕事のやり方を見直し、自らの仕事の意味を確認し、課題を見つけ、実践活動(改革・改善)につなげていくという市役所の体質改革の方向性</p>	<p>総務部 (人事課) 全庁共通</p>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
職員の意欲・能力を引き出す人事管理	▶					
職員研修の充実・強化	▶					

(5) 公営企業の経営健全化

公営企業については、事業の必要性、事業主体や事業方法の妥当性について検討を行い、一層の効率的・効果的な経営に向けて経営の健全化を行います。そのため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報公開に取り組みます。また、経営状況等を踏まえながら、企業職員の給与の適正化を図るとともに、定員管理についても事務事業の見直し、民間委託等の推進により適正化を図ります。そのほか、経費の負担の原則に則り、一般会計が負担すべきものと受益者負担とすべきものとの区分を再整理し、企業会計への繰出金の見直しを行います。

水道・下水道事業

水道事業については、老朽化した基幹施設の更新と脆弱な水源を補うための新たな水源の確保等に多大な経費が見込まれる一方で、人口の減少や節水型機器の普及等により料金収入の増が見込めないことから、経営健全化を維持するために、能率的かつ効率的な事業経営を行ってまいります。

下水道事業についても、水道事業と同じく経営健全化を維持するため、能率的かつ効率的な事業経営を行ってまいります。また、下水処理計画区域については、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を目的に今後も拡大する必要があり、これには多額の資金を要するため、社会資本整備の観点から、一般会計の負担を継続する必要があります。

そこで、水道・下水道事業の経営について、市民の理解を深めるため、積極的な情報公開を行います。また、公営企業としての経済性を発揮した事業運営に努めるために、中期経営計画の策定、業績評価の実施を行い、平成19年度までに本市の目指すべき将来像を描いた「佐世保市上下水道ビジョン」を策定し、水道・下水道事業の経営健全化に取り組みます。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【水道・下水道事業の経営健全化】</p> <p>1 経営基盤の強化</p> <p>平成17年度～ 給与制度の適正化（給与水準の見直し等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：平成18年度(平均 4.8%見直し) 平成19年度以降も随時実施 <p>経費節減策の推進（事務事業の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間中も継続実施 <p>収納率の向上（料金徴収の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間中も継続実施 	<p>水道局</p>

<p>2 経営体制の整備</p> <p>平成17年度～ 定員管理の適正化 (施設の効率的な運営と業務委託など) ・計画期間中も継続実施</p> <p>事業の効率的な運用が行える組織の再構築 ・計画期間中も継続実施</p> <p>時代のニーズに即応した職員意識の涵養 ・計画期間中も継続実施</p> <p>水道事業</p> <p>今後純損失を生じさせない事業経営を目指し、事業全般にわたる抜本的な効率化に取り組みます。</p> <p>平成17年度～ 新たな水源の確保 ・計画期間中も継続的な実施</p> <p>施設の整理統合及び施設管理の効率化 北部浄水場の統合、配水施設の効率的配置、有収率向上を目的とした配水施設の更新等に取り組みます。 ・計画期間中も継続的な実施</p> <p>投資規模の適正化 (老朽化施設の計画的更新など) ・計画期間中も継続的な実施</p> <p>下水道事業</p> <p>経営の現状と課題を把握し、収支目標設定を行い、投資規模の適正化に努めます。</p> <p>平成17年度～ 投資規模の適性化 (下水処理区域の計画的な拡大など) ・計画期間中も継続実施</p>	
--	--

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
水道・下水道事業の経営健全化						
1 経営基盤の強化	→					
給与制度の適正化(給与水準の見直し等)	→	→				

交通事業

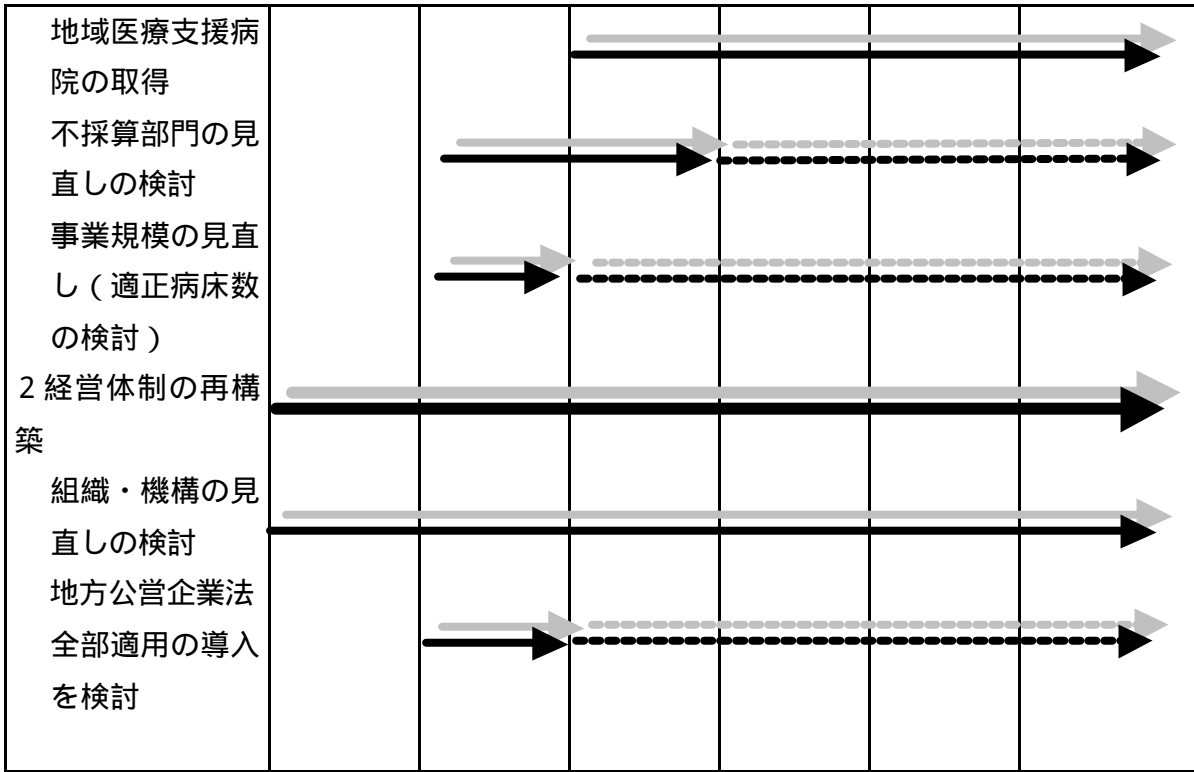
交通事業については、乗合バス利用者の減少、規制緩和に伴う競争の激化など、厳しい経営環境下にあるものの、市民の重要な移動手段であることから、中期経営計画の策定、業績評価の実施など能率的・効率的な事業経営に努め、健全経営化に取り組み、事業の存続を目指します。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【交通事業の経営健全化】</p> <p>平成20年度までに単年度黒字の達成及び累積欠損を生じさせない事業経営を目指し、事業全般にわたる抜本的な効率化に取り組みます。</p> <p>1 経営基盤の強化</p> <p>平成17年度～ 給与制度の適正化(給与水準の見直し等) ・実施：平成18年度(平均 4.8%見直し) 平成19年度以降も適宜実施</p> <p>資産の有効活用 ・実施：平成18年度(矢峰営業所ほか)</p> <p>営業活動の強化 ・計画期間中も継続実施</p> <p>事業規模の見直し(ダイヤの見直し等) ・計画期間中も継続実施</p> <p>新商品の開発 ・実施：平成18年度(シルバー向けの新商品の開発)</p> <p>経費節減策の推進(事務事業の見直し) ・計画期間中も継続実施</p> <p>2 経営体制の再構築</p> <p>平成17年度～ 定員管理の適正化 退職者不補充の継続(嘱託化の推進) ・計画期間中も継続実施</p> <p>平成19年度～ 営業所の統廃合(2営業所体制へ) ・実施：平成20年度以降</p> <p>管理の受委託の検討 ・実施：平成20年度以降</p>	<p>交通局</p>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
交通事業の経営健全化						
1 経営基盤の強化	→					
給与制度の適正化（給与水準の見直し等）	→					
資産の有効活用（矢峰営業所ほか）	→					
営業活動の強化	→					
事業規模の見直し（ダイヤの見直し等）	→					
新商品の開発（シルバー向けの新商品の開発）	→					
経費節減策の推進（事務事業の見直し）	→					
2 経営体制の再構築	→					
定員管理の適正化（退職者不補充の継続）	→					
営業所の統廃合	→					
管理の受委託の検討	→					

<p>2 経営体制の再構築</p> <p>平成17年度～</p> <p>平成18年度～</p>	<p>組織・機構の見直し</p> <p>病院経営の柱の一つである管理部門等の効率的かつ機動的な体制づくりなど、総合的に組織体制の見直しの検討を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間中検討、随時実施 <p>地方公営企業法全部適用(2)の導入を検討</p> <p>公営企業の経営の基本原則である「経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」という命題に向け、「経営責任の明確化と自律性の拡大による効率的・効果的な運営体制の確立」と「職員の意識改革の促進」が期待できる地方公営企業法の全部適用の導入について検討を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討：平成18年度 ・実施：平成19年度以降 	<p>(2)地方公営企業法全部適用</p> <p>地方公営企業法上当然に適用される「財務規定」(特別会計の設置、発生主義の原則に基づく企業会計方式など)のみでなく、任意適用とされている「組織及び身分取扱いに関する規定」を、条例で定めることにより新たに適用するもの。</p>
---	---	--

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
病院事業の経営健全化						
1 医療サービスの充実及び経営基盤の強化	→					
給与制度の適正化(給与水準の見直し等)	→					
経費節減策の推進(業務委託の拡大、契約事務の適正化等)	→					
資産の有効活用	→					
看護体制の充実(看護師配置基準の見直し)	→					



3. 財政の健全化(持続可能な財政運営)

(1) 財政の健全化基本方針の策定

財政運営指針の策定

財政の構造改革には市役所内部の改革はもちろんのこと、市民の理解と協力が不可欠です。危機的な財政事情を改善するためには、財政改革が緊急かつ重大な課題であることを全市民が共有することが必要です。

財政の健全化による安定した財政運営を早急に実現し、『持続可能な財政』を確立するために、今後の財政運営における基本的な考え方や具体的な改革方策を示す財政運営指針、中期財政計画を策定します。

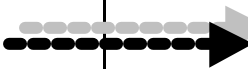

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【財政運営指針の策定】</p> <p>本市財政は財源不足の状況にあり、抜本的な改革をしなければ、変化する市民ニーズに対応できないばかりか、市民が安心して暮らすための行政サービスを提供することが、困難になることも想定されます。そこで、この厳しい現状を踏まえ、後年度に負担を残さない形での歳入の確保に努める一方、さらなる施策・事務事業の厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化を図るために、今後の財政運営にあたっての指針の策定を行います。</p> <p>この指針では、目指すべき姿、改革の方向性、改革の取組内容、数値目標、中期財政計画を明らかにします。</p> <p>また、これを広く内外へ公表することにより、財政改革が緊急かつ重大な課題であることを市民、行政の共通認識とし、実行にあたっては、説明責任を果たしつつ進めていきます。</p> <p>策定：平成17年度～平成18年度 実施：平成18年度以降</p>	<p>財務部 (財政課) 全庁共通</p>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
財政運営指針の策定						

財政収支の均衡

現世代と後世代の負担の平準化を図るため、適度な借り入れとともに適正な受益者負担を行い、将来にわたる実質的な財政負担をできる限り抑制します。基礎的財政収支(プライマリーバランス)については、当面は市債の発行額を元利償還額の範囲内とする政府方式での黒字を維持しますが、将来は市債の発行額を元金償還額の範囲内とする新方式での黒字を目指します。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【市債発行額の基準策定】</p> <p>財政運営指針に基づく改革の取組内容の一つとして、将来にわたる財政負担をできる限り抑制するため、基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化を目指し、後年度の市債償還額をもとに適正規模の市債発行額を算出する基準策定を行います、</p> <p>策定：平成17年度～平成18年度 実施：平成19年度予算</p>	<p>財務部 (財政課)</p>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
市債発行額の基準策定						

(2)財政基盤の強化

政策税制の推進

地域の振興、税源の涵養の観点から適正な政策税制を進め、市税収入の拡大により自主財源比率の向上を図ります。そのため、課税所得者の転入促進・転出抑制、課税法人の誘致などに向けた税制の調整・変更などを検討します。法定外税については、その目的、公平性、市民への影響などを考慮しながら検討します。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【政策税制の推進】</p> <p>市税収入の拡大あるいは行政需要の低減を図るといった政策税制の目的を明確にし、それを実現する方策について関係機関と協議を行うなど環境整備に取り組みます。</p> <p>平成18年度～ 政策税制の目的整理</p> <p>平成19年度～ 政策税制の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策税制の具体的方策の検討 ・関係機関との協議 など 	全庁共通

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
政策税制の推進		—————▶				
政策税制の目的整理		—————▶				
政策税制の環境整備			- - - - -▶			

収納率の向上

市税や使用料などについては、歳入の確保のみならず負担の公平性の観点からも、より一層の収納率の向上が求められています。そこで、収納率の目標を設定し、滞納の解消に向けて戦略的に収納率の向上を進めます。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【市税収納率の向上】</p> <p>今後の経済動向にもよりますが、平成16年度収納率89.9%を平成21年度までには、平成11年度当時の収納率91%以上を目標として、税負担の公平性・公正を保つため、積極的な滞納処分の執行による滞納整理などを行い、収納率の向上に取り組みます。</p> <p>平成14年度～ 滞納整理システムの導入</p> <p>平成18年度～ 動産差押によるインターネット公売の実施 納税しやすい環境の整備 市民サービスの観点からも、納付方法、納付場所の拡大など納税しやすい環境の整備を行います。</p> <p>・コンビニエンスストア等を利用した収納窓口拡大の検討</p> <p>平成19年度～ 滞納者に対する行政サービス制限の検討</p>	<p>財務部 (納税課)</p>
<p>【税外収入の収入未済額の削減】</p> <p>税収以外の使用料、手数料、財産貸付収入などについても、収入未済額の削減に積極的に取り組みます。特に、悪質及び不誠実な滞納者に対しては、法的措置等の滞納処分強化を図ります。</p> <p>平成17年度～ 計画期間中も随時実施</p>	<p>財務部 (財政課) 全庁共通</p>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
市税収納率の向上	→					
インターネット公売の実施		→	→			
納税しやすい環境の整備		→	→	→	→	→
行政サービス制限の検討			→	→	→	→

税外収入の収入未 済額の削減						

受益者負担の適正化

既存の行政サービスのほか、新規の行政サービスについても受益者が特定される場合は、適切な受益者負担を設定するとともに、減免措置については、公平性の観点から真に必要なものに限定し、減率等についても見直します。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【受益者負担の見直し】</p> <p>適正な受益者負担を求める観点から、使用料・手数料については、そのコストに見合った見直しを行います。なお、受益者負担の見直しには、当該サービスに係るコストのうち対価として料金に反映させるべき範囲を、サービスの性格をもとに類型化するなど、客観的な料金設定の基準づくりに取り組みます。</p> <p>受益者負担の基準策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等の利用に係る受益者負担のあり方の整理 ・ コスト回収（使用料・手数料転嫁）の考え方の整理 <p>策定：平成18年度～平成19年度 実施：平成20年度以降</p>	<p>総務部（総務課）</p> <p>財務部（財政課）</p> <p>全庁共通</p>
<p>【減免措置等の見直し】</p> <p>現在の減免措置等を実施しているものについても、その必要性や減免率等について見直しを行います。</p> <p>検討：平成18年度～平成19年度 実施：平成20年度以降</p>	<p>財務部</p> <p>（財政課）</p> <p>全庁共通</p>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
受益者負担の見直し	→					
受益者負担の基準策定		→		→		
減免措置等の見直し		→		→		

財産の有効活用

遊休財産については、積極的に処分または運用することにより財源の確保を進めます。なお、財産の処分においては、市民共有の財産との認識のもと、売却収入はできる限り基金へ積み立て、年度間の財源調整に充てます。また、公金については、「佐世保市公金管理方針」により、安全確実な方法を最優先し、その範囲内でより有利で効率的な管理・運用を行います。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【遊休財産の処分・運用】</p> <p>遊休用財産については、積極的に処分（売却）を行い収入の確保を図るとともに、その流動化を促進することによって税源の涵養を図ります。また、利用方針が未決定なものや、処分までに時間を要することが見込まれるものなどについては、期限付き賃貸など有効活用の観点から検討を行い、収入の確保を図ります。</p> <p>平成 17 年度～ 計画期間中も随時検討・実施</p> <p>平成 18 年度～ 遊休財産の総点検</p> <p>平成 19 年度～ 遊休財産処分・運用計画の策定</p> <p>遊休財産処分・運用業務の民間活力の活用</p>	<p>財務部 （財産管理課）</p> <p>企画調整部 （企画調整課）</p> <p>全庁共通</p>
<p>【公金の有利で効率的な管理・運用】</p> <p>公金の管理・運用については、安全確実な方法を最優先し、その範囲内でより有利で効率的な管理・運用を行います。</p> <p>平成 17 年度～ 計画期間中も随時検討・実施</p>	<p>財務部 （財政課）</p> <p>出納課</p> <p>全庁共通</p>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
遊休財産の処分・運用	→					
遊休財産の総点検		→				
遊休財産処分・運用計画の策定			→			
遊休財産処分・運用業務の民間活力の活用				→		
公金の有利で効率的な管理・運用	→					

多様な資金調達、財源調達

有料広告システム、国・県や公益団体等による助成など新しい財源調達手法についてはできることから順次実施します。

また、市民参加によるミニ公募債の発行など有利かつ多様な資金調達方法を研究し実行に移します。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【新たな財源調達】</p> <p>自主財源の確保策として、広報紙及びホームページにおいて有料広告を導入し、その他の媒体についても段階的、全庁的に展開し、新たな財源調達に取り組みます。</p> <p>有料広告の導入</p> <p>平成17年度～ ・有料広告の導入検討</p> <p>平成18年度～ ・広告事業実施要綱の策定 ・有料広告の導入(広報紙、ホームページ) ・有料広告媒体の拡大</p>	<p>企画調整部 (企画調整課、秘書課)</p> <p>全庁共通</p>
<p>【多様な資金調達】</p> <p>資金調達手段の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、ミニ公募債(1)の発行に取り組みます。</p> <p>その際、ミニ市場公募債発行の意図や将来の経営(行財政運営)見通しについて市場関係者の理解を得るため、IR活動(2)にも併せて取り組みます。</p> <p>また、それ以外の資金調達方法についても研究して行きます。</p> <p>ミニ公募債の発行</p> <p>平成18年度～ ・ミニ公募債発行の検討</p> <p>平成19年度～ ・IR活動 ・ミニ公募債の発行</p>	<p>財務部 (財政課)</p> <p>(1)ミニ公募債 住民参加型ミニ市場公募債で、地方自治体が用途を明らかにして公募する債権</p> <p>(2)IR活動 企業等の投資家向けの広報活動</p>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
新たな財源調達	→					
有料広告の導入	→	→	→	→	→	→
多様な資金調達	→					
ミニ公募債の発行		→	→	→	→	→

(3)財政負担の抑制

債務の縮減・基金の確保

市債については残高を累増させないことが必要ですが、当面は地方交付税措置等を除いた純負担額を減少させることを目標とします。一方、一般財源基金(財政調整基金、減債基金)については一定の残高を確保します。また、前年度の剰余金は、できる限り一般財源基金に積み立てることとします。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【起債制限比率(実質公債費比率)による適正管理】</p> <p>起債制限比率(1) 14%、実質公債費比率(2) 18%を超えないことを目標に行財政運営を行います。</p> <p>(1) 起債制限比率(総務省の地方債許可方針による地方債許可制限に係る指標) 公債費から地方交付税で措置される公債費を差し引いた値を、標準財政規模から地方交付税で措置される公債費を差し引いた値で割った数値の過去3ヵ年の平均値。14%超から公債費負担適正化計画の策定が必要となり、20%を超えると一部の市債の発行が制限され、30%をこえると市債の発行ができなくなる。</p> <p>(2) 実質公債費比率(総務省が平成18年度から導入した新しい財政指標) 地方債を発行するには、市町村は都道府県の許可が必要だったが、平成18年度からは許可がなくても発行できる協議制度に移行。これまでの起債制限比率を見直し、従来考慮されていなかった上下水道など公営企業の支払う元利償還金への一般会計からの繰出金なども算定に加えることで、連結決算の考え方が導入された。この比率が18%以上になると今後の財政運営の計画を立て、許可を得る必要がある。25%以上になると一部の地方債が発行できなくなる。</p>	<p>財務部 (財政課)</p>
<p>【プライマリーバランス(3)の黒字】</p> <p>政府方式(元利償還額総額を控除)での黒字の達成に努め、将来は新方式(元金償還額を控除)での黒字の達成を目標とした行財政運営を行います。</p> <p>(3) プライマリーバランス 財政の基礎的収支。市債などの借金を除いた歳入と過去の借金の元利払いを除く歳出を比較するもの。歳出が多ければ赤字となり、歳入が多ければ黒字となる。黒字であれば、行政サービスが借金に頼らない範囲で賄われており財政が健全であることを示す。 新方式では市債発行額を元金償還額の範囲内に抑えることを目標とする。</p>	<p>財務部 (財政課)</p>
<p>【単年度の実質的収支の均衡の実現】</p> <p>予算において、繰越金、財源補てんとしての繰入金を算入しない形での収支均衡をできるだけ早期に実現します。</p>	<p>財務部 (財政課)</p>

(単位：百万円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目標
起債制限比率 (実質公債費比率)	11.2% (14.9%)	14%以下 (18%以下)	14%以下 (18%以下)	14%以下 (18%以下)	14%以下 (18%以下)	14%以下 (18%以下)
プライマリバランス		(予算)				
政府方式	9,180	1,027	黒字	黒字	黒字	黒字
新方式	6,549	1,528	黒字	黒字	黒字	黒字
単年度の実質的収 支の均衡の実現	3,258	(予算) 4,122	2,000	1,000	0	収支均衡

財政力の強化

人件費、扶助費、公債費などの義務的経費を抑制する一方で、地域の振興、税源の涵養などにより歳入の強化を図り、経常収支比率の低下により、財政の柔軟性を高め、環境の変化への対応力(財政力)の強化を進めます。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【事務事業の継続的改革改善】</p> <p>財源配分型予算編成による事務事業の継続的改革改善に取り組み、行政サービスを低下させることなく財政の柔軟性を高め、財政力の強化を図ります。</p> <p>平成15年度～ 財源配分型予算編成(1)の導入</p> <p>(1)財源配分型予算編成 住民に最も近い事業の主管部局毎に一般財源を配分し、主管部局が行政評価などの活用により、コストの低減と成果の向上を常に意識して、その権限と責任によって行う予算編成の手法</p>	<p>財務部 (財政課) 全庁共通</p>
<p>【経営戦略(経営方針)に基づく財源の優先配分】</p> <p>行政評価の結果を踏まえて重点施策方針を策定し、それに沿って経営戦略枠(特別枠)を設定するとともに、財源配分対象(特別枠などを除く通常枠)の施策について優先度を決定し財源配分を行い、財源が縮減傾向にある中でも良質な行政サービスの提供に努めます。</p> <p>平成16年度～ ・経営戦略枠(特別枠)の設定 平成17年度～ ・施策評価に基づき、施策単位で財源配分の優先度を経営戦略会議で決定し、財源配分に反映</p>	<p>財務部 (財政課) 企画調整部 (企画調整課) 全庁共通</p>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
事務事業の継続的改革改善	→					
財源配分型予算編成の導入	→					
経営戦略に基づく財源の優先配分	→					

4. パートナーシップの構築(市民協働の推進)

(1) 市民協働の推進

市民協働のあり方の明示

市民協働推進指針を受けて、市民協働のあり方を明らかにするとともに、市民委員で構成する市民協働推進委員会の運営、市民協働推進計画の策定など、市民協働によるまちづくりの実現に向けた取組みを進めます。また、その法的根拠として市民協働推進条例（仮称）の制定についてその必要性の是非を含めて検討します。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【市民協働推進計画の策定】</p> <p>平成17年9月策定の「市民協働推進指針」を踏まえ、全庁的な取組みを進めるため、庁内組織及び外部委員会を設置し、市民協働推進計画策定を進めます。</p> <p>平成17年度～ 市民協働推進指針の策定 推進体制の整備（庁内及び外部組織）</p> <p>平成18年度～ 市民協働推進計画の策定 （市民協働推進条例（仮称）の制定是非の検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定：平成18年度～平成19年度 ・実施：平成20年度以降事業随時実施 	<p>市民生活部 （市民協働推進室） 全庁共通</p>
<p>【地域協働の研究・推進】</p> <p>地域のニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、行政と地域が協働してまちづくりを進める「地域協働（1）」について、そのあり方の研究を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討：平成18年度～平成20年度 ・実施：平成21年度以降 <p>（1）地域協働</p> <p>一定の地域を前提として、そこに存在する住民をはじめ、地域内の住民が参画している多様な団体などが、当該地域が必要とする公共的サービスの提供を行政等と協力して行う状態</p>	<p>企画調整部 （企画調整課）</p> <p>市民生活部 （地域振興課） （市民協働推進室）</p> <p>地域行政部 （合併地域行政課）</p> <p>保健福祉部 （総務企画課）</p> <p>教育委員会 （社会教育課）</p>

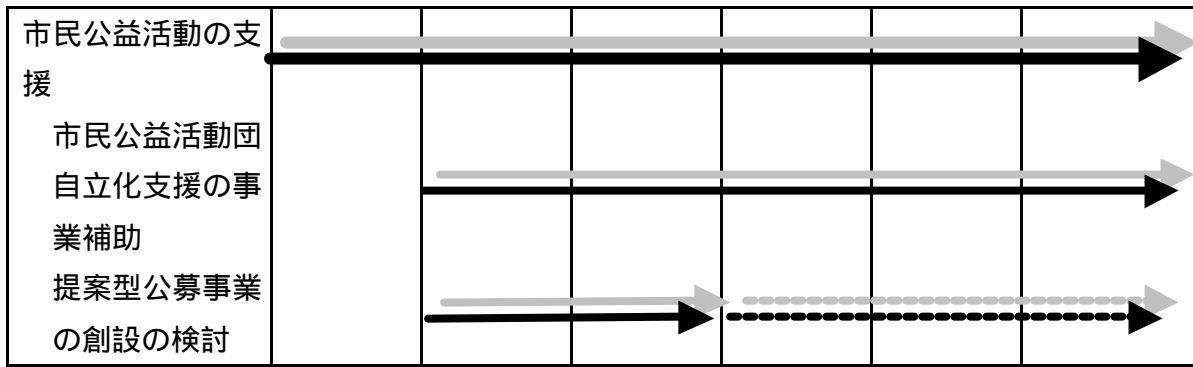
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
市民協働推進計画の策定	→					
市民協働推進指針の策定	→					
推進体制の整備		→				
市民協働推進計画の策定		→		→		
地域協働の研究・推進		→			→	

市民協働システムの整備

市民協働推進指針に基づき、共生、参加、平等を市民協働の基本理念として、人材育成、市民活動拠点の整備、市民活動支援のための広報活動、財政的支援など、市民活動の支援を行います。そのため、次世代リーダーの育成、活動拠点の整備、WEBサイトの運営、提案型公募事業等の実施を図ります。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【新総合計画策定に係る市民協働システムの導入】</p> <p>新総合計画の策定のために、公募市民による「総合計画を考える市民会議」を設置し、市民視点の計画策定を進めます。</p> <p>平成18年度～ 総合計画を考える市民会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置：平成18年度～平成19年度 	<p>企画調整部 (企画調整課)</p>
<p>【地域のまちづくり団体への支援】</p> <p>地域住民の自主的なまちづくりを推進するために、地元の「まちづくり協議会」と連携し、地域のまちづくりを支援します。</p> <p>平成17年度～ まちづくり推進団体への補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三川内山まちづくり推進事業 など 	<p>都市整備部 (まちづくり課)</p>
<p>【市民公益活動の支援】</p> <p>市民協働推進指針に基づいた市民公益活動の支援として、市民公益活動団体(NPO法人やボランティア団体等)の自立化に向けた支援を行います。</p> <p>平成18年度～ 市民公益活動団体自立化支援の事業補助 提案型公募事業の創設の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討：平成18年度～平成19年度 ・実施：平成20年度以降事業随時実施 	<p>市民生活部 (市民協働推進室)</p>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
新総合計画策定に係る市民協働システムの導入		→				
地域のまちづくり団体への支援	→					



(2)情報共有の推進

コミュニケーションの活性化

多様な市民ニーズを的確に把握するとともに、政策立案において市民の声を反映するため、市民意識調査や市民懇談会、ワークショップ、パブリックコメント等を実施するなど、市民と行政とのコミュニケーションの活性化を図ります。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【政策立案等への市民の声の反映】 多様な市民ニーズの的確な把握と市の政策立案、各種計画等の策定において、パブリックコメント（ 1 ）の実施及びワークショップ（ 2 ）等の開催を行います。</p> <p>市民意識調査の実施 ・実施：平成17年度、平成20年度</p> <p>パブリックコメントの実施及びワークショップ等の開催 ・実施：平成17年度～ 計画期間中も随時実施</p> <p>（ 1 ）パブリックコメント（政策を決定する際事前に市民から意見を募る手法） 重要な政策等を決定する場合、当該計画の主旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する市民からの意見等をいただき、それらの意見等を考慮した上で、最終的な意思決定をするとともに、お寄せいただいた意見等に対する市の考え方等を公表する手法。</p> <p>（ 2 ）ワークショップ（複数の人が協働して問題を解決する手法・研究集会） 様々な立場の市民の方々から意見を出していただくとともに、参加者が共通の認識を持つようになる作業過程などを重要視しながら、政策立案段階の計画内容や設計に係る部分を提案してもらうもの。</p>	<p>企画調整部 （企画調整課） 全庁共通</p>
<p>【合併地域住民の意見反映の仕組みづくり】 合併後の一体性を早期に実現すると同時に、合併地域における激変緩和及びまちづくり計画の進捗管理を行うために、合併地域住民の意見を反映させる機関の設置について検討し、これを実現させるための環境整備を行います。</p> <p>・検討：平成18年度 ・実施：平成19年度以降</p>	<p>地域行政部 （合併地域行政課）</p>
<p>【市民参画の仕組みづくりの調査・研究】 「総合計画を考える市民会議」の設置を一つの契機として、市民と行政とが自由に情報交換、意見交換ができる常設の場の設置に向けた調査・研究を行います。</p>	<p>市民生活部 （市民協働推進室） 全庁共通</p>

検討：平成18年度～平成19年度 実施：平成20年度以降 総合計画を考える市民会議の設置・・・《再掲》 （設置：平成18年度～平成19年度）	
--	--

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
政策立案等への市民の 声の反映						
市民意識調査の 実施						
パブリックコメン トの実施及び ワークショップ 等の開催						
合併地域住民の意 見反映の仕組み づくり						
市民参画の仕組み づくりの調査・研 究						
総合計画を考え る市民会議の設 置《再掲》						

行政情報の共有

行政としての説明責任および市民自治意識の醸成のため、また、市民協働を進める前提条件として、情報の入手のしやすさ、わかりやすさ等に留意しながら行政情報の浸透・共有を図ります。

具体的な取り組み項目と内容	所管部局(課)
<p>【行政情報の提供基盤の充実】</p> <p>ICT（情報通信技術）等様々な方法により、情報の入手のしやすさに努め、行政情報の浸透・共有を図ります。</p> <p>携帯端末向けの情報提供基盤の充実</p> <p>平成18年度には携帯サイトの開設を行い。随時情報提供の拡大、充実を図ります。</p> <p>市民端末の設置の拡大</p> <p>市ホームページを閲覧できる市民端末の設置を市役所1階、アルカス、図書館に加え、平成18年度には地区公民館単位に23台の設置を行います。以後も拡大に努めます。</p>	<p>企画調整部 （情報政策課） 全庁共通</p>
<p>【行政情報の内容・表現の充実】</p> <p>市民の視点に立って、わかりやすい表現や構成で行政情報を作成し、的確な情報の発信を行い、説明責任を果たします。</p> <p>平成17年度～ 広報紙（広報させぼ等）の充実 佐世保市ホームページの充実 テレビ・ラジオ・新聞での情報発信の充実</p> <p>平成18年度～ 重点施策に関する広報テレビ番組の制作・放映</p>	<p>企画調整部 （秘書課） （情報政策課） 全庁共通</p>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度～
行政情報の提供基盤の充実	→					
携帯端末向けの情報提供基盤の充実		→				
市民端末の設置の拡大	→	→				

行政情報の内容・ 表現の充実	→					→
広報紙（広報さ せぼ等）の充実	→					→
佐世保市ホーム ページの充実	→					→
テレビ・ラジ オ・新聞での情 報発信の充実	→					→
重点施策に関す る広報テレビ番 組の制作・放映		→				→

